

信州首都圏総合活動拠点～しあわせ信州シェアスペース～（銀座NAGANO） イベントスペース利用要項

令和3年10月27日改定

1. 趣旨

信州首都圏総合活動拠点「銀座NAGANO～しあわせ信州シェアスペース～」（以下「銀座NAGANO」という。）の立地条件と機能を最大限に生かし、信州の優れた「ヒト」「コト」「モノ」をトータルで発信するため、県、市町村、団体、企業等が2階及び5階のイベントスペースを利用する際のルールを定め効果的な運用を図る。

2. 利用条件

- (1) イベントスペースを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に該当するものとする。
 - ① 長野県及び長野県内の市町村・広域連合
 - ② 長野県内に所在する企業、団体、個人
 - ③ 信州にゆかりのあるもしくは信州と新たな関係を築こうとする、企業、団体、個人
 - ④ その他前記に準じるもので、県がその利用を認めた企業、団体、個人
- (2) イベントスペースで実施できる事業は、次に該当するものとする。
 - ① 信州の魅力（自然、食、暮らし、歴史、文化、風土、産業、人、芸術等）を、ストーリー性を持って情報発信し、信州の総合的なブランド力向上に寄与する活動
 - ② 長野県民と首都圏の人々との交流等を通じ、「コアな信州ファンづくり」に資するイベント及びセミナー
- (3) イベントスペースを利用する場合には、別添「銀座NAGANO～しあわせ信州シェアスペース～イベントスペース活用の手引き」に定めた事項を順守し事業を行うこととする。
- (4) 各イベントスペースで想定される事業は次のとおり
 - ① 2階：飲食を伴うイベントのほか、主に物産・観光等に関するイベント
 - ② 5階：主に移住・就職等に関するイベント

3. 利用可能日時

- (1) 利用可能日は、年末年始及び年度末日等の特定日を除く毎日とする。
- (2) 以下のとおり、コマを区切り、最小1コマから利用可能とする。

	2階	5階
第1コマ	10:00～13:00（3時間）	<u>10:00～13:00（3時間）</u>
第2コマ	13:00～15:00（2時間）	<u>13:00～16:00（3時間）</u>
第3コマ	15:00～17:00（2時間）	<u>16:00～19:00（3時間）</u>
第4コマ	17:00～20:00（3時間）	

(3) 事業の形態に応じた日程でのコマ利用を可能とする。

例1) 連続したコマ利用…金曜日の第1コマから日曜日の第3コマまでを使用(計11コマ)

例2) 複数日、時間帯を固定したコマ利用…月曜日から木曜日の4日間の第4コマのみを使用(計4コマ)

例3) 複数月に渡り、固定したコマ利用…10~12月の3か月間、第2・4水曜日の第2-3コマを使用(計12コマ)

日時	月	火	水	木	金	土	日
第1コマ						例1	
第2コマ			例3				
第3コマ							
第4コマ				例2			

(4) 搬入、設営、撤収等も、原則として利用申請したコマの範囲内で行うものとする。

4. 利用申請

(1) 申請の形態

① 年間指定日の申請(年1回)

次年度に開催日を特定し実施を計画している事業について申請を受け付ける。

② 四半期毎の申請(年4回)

対象となる期間内に実施を計画している事業について申請を受け付ける。

③ オープン枠の申請(随時)

①及び②の申請において申し込みのなかったコマをオープン枠とし、先着順により申請を受け付ける。

(2) 利用者の選定

銀座NAGANOのコンセプトに沿い、その機能を生かした事業を行う利用者について、以下のとおり選定を行う。

① イベントスペースの利用可否

イベントスペース利用申請者(以下、申請者という)より提出された事業計画概要書(様式1)に対して以下の実施可否基準による審査を行い、利用可否を判定する。

[実施可否基準]

- ・ 信州のブランド力向上に寄与する内容であるか
- ・ 法令やその他規定に適合した内容であるか

② 重複日程の調整

利用申請日の重複があった場合、以下の選定基準を考慮し、申請者間の調整を行う。
なお、調整が困難な場合は、抽選によって利用者を決定する。

[選定基準]

- ・ 情報発信力が高く、情報の伝播が見込まれるか
- ・ 多くの参加者が見込まれるか
- ・ 事業目的が県の推進する重点プロジェクトに合致しているか
- ・ 県内の広域的な組織による取組であるか(より広域的なものを優先)
- ・ 公益性が高い事業であるか
- ・ 長期間または継続的に行われる事業であるか
- ・ 銀座NAGANOの利用実績の有無(未実績者を優先)

- (3) 申請の受付から確定までの日程
- ① 年間指定日の利用申請
対象期間：年間（年度単位）
受付期間：前年度の12月1～5日
日程確定：12月15日前後
 - ② 四半期毎の利用申請（通常の予約受付）
対象期間：4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の3か月分
受付期間：対象期間開始3か月前（4、7、10、1月）の25～30日
（例 4～6月を対象の場合は1月25～30日）
日程確定：対象期間開始2か月前の5日前後
（例 4～6月を対象の場合は2月5日前後）
 - ③ オープン枠の申請
対象コマ：四半期毎の利用受付が終了した期間内のオープン枠のコマ
受付期間：四半期日程確定後から事業実施日の3週間前まで（それ以後は応相談）
日程確定：審査終了後随時
- (4) 事業日程の決定手順
- 年間指定日及び四半期毎の事業日程は以下の手順で決定するものとする。
- ① 県機関、市町村、広域連合、企業、団体、個人等より申請を受付
 - ② 利用可否審査と日程調整を行い、申請者に通知
 - ③ 申請の無かったコマはオープン枠として開放

5. 利用手続き

- (1) イベントスペースの利用にあたり利用者は、以下の手続きを行うものとする。
なお、手続きが適切に行われない場合、申請はキャンセルされたものとみなす。
- ① 申請時には、事業計画概要書（様式1）を提出するものとする。
 - ② 日程確定後、長野県より発送される利用決定通知と納付書に記載された期日内（請求書発行日から1か月以内）に、利用料全額を振込で支払うものとする。※振込手数料は利用者の負担
 - ③ 事業実施月の前々月の日までに事業計画詳細（様式2-1）【暫定版】を提出するものとする。
あわせて、同日までにイベント広報用の原稿及び写真等の素材を所定のWEBフォームより入力するものとする。WEBフォームの利用が困難な場合のみ、広報誌・HP掲載素材情報フォーム（様式3）を提出するものとする。
なお、上記期間以後に実施日程が確定した主催者は、日程確定後から1週間以内に書類提出及び情報入力するものとする。
 - ④ 事業計画詳細（様式2-1）【暫定版】に基づき、利用者は銀座NAGANOのイベント担当スタッフと具体的な運営方法について協議・確認するものとする。
 - ⑤ 事業実施日の1か月（物品販売等を実施する場合）から2週間前までに、協議事項を反映した事業計画詳細（様式2-1）【確定版】を提出するものとする。
 - ⑥ 事業終了後2週間以内に、事業結果報告書（様式4）を提出するものとする。

イベントスペースの利用申請並びに各種様式の提出先及び問い合わせ窓口

電 話 03-6274-6015 (銀座NAGANO代表)

F A X 03-6274-6557

メール event-staff@ginza-nagano.jp

※ 各種様式等の提出は、関係者内での円滑な情報共有を図るため、原則としてメールで行ってください。

※ 事業計画概要書(様式1)を提出した際には、必ず電話で着信の確認を行ってください。

(2) 利用料は下記のとおり設定する。

	2階	5階
第1コマ	18,000円	<u>18,000円</u>
第2コマ	12,000円	<u>18,000円</u>
第3コマ	12,000円	<u>18,000円</u>
第4コマ	18,000円	
終日利用	60,000円(10時間)	<u>54,000円(9時間)</u>

※5階分割半面利用は、半額

6. 無償枠

(1) 市町村等は、下記に定める時間数を無償で利用することができる。時間数の使い方は自由とする。

団体単位	利用時間数
市町村	10時間
広域連合	10時間

(2) 無償枠は、以下のような形態で利用することができる。

- ① 市町村及び広域連合単独での利用
- ② 市町村及び広域連合と共に、観光協会、商工会、商工会議所、事業組合等が連携し行う事業での利用
- ③ 複数市町村が保有する無償枠を持ち寄っての利用
- ④ 無償枠と有償枠を併用した利用

7. 利用者の責務

- (1) 事業の適正な運営の確保と来館者の安全かつ快適な利用を最優先し、関係者をイベントスペースに常駐させ、善良な管理義務をもって使用するものとする。
- (2) 利用者の責めに帰すべき事由による事故及び損害（イベントスペースの常設備品の破損等も含む）については、利用者の責任において処理するものとする。
- (3) 利用者は銀座NAGANOのイベントスペース管理者の指示に従い、イベントスペースの清掃及び現状復帰を行うものとする。
- (4) 利用者は、事業計画概要書（様式1）及び事業計画詳細（様式2-1）【暫定版】の段階において指摘を受けた内容については、事業計画詳細（様式2-1）【確定版】の提出までに改善及び修正に努めるものとする。
- (5) 事業の集客、宣伝、広報については、広報誌及び銀座NAGANO公式ホームページへの掲載を除き、原則として利用者の責任において行うものとする。
- (6) 宣伝、広報等において、銀座NAGANOのロゴマーク等を用いる場合は、その利用規定に沿って利用するものとする。
- (7) 広報誌及び銀座NAGANO公式ホームページ等で公開するイベント名称及び内容は、首都圏の参加者に対し、訴求力のあるものになるよう考慮する。

8. その他

- (1) 利用者の意図や行為とは関係なく、やむを得ず事業の開催が中止となった場合に限り、利用料を返還する。
- (2) 定員制イベントの申込を銀座NAGANOの公式ホームページの機能を利用し行う場合は、利用方法等について産業労働部営業局及び銀座NAGANOのイベント担当スタッフと事前に協議を行うこととする。
- (3) 土曜日、日曜日、祝日の1～3コマに開催する事業は、原則として一般向け又は一般来館者が見学可能な内容での実施に務めるものとする。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月27日から施行する。

担 当 産業労働部営業局 メディア・ブランド発信担当 (次長) 風間 真二 (担当) 小林 慎平	担 当 信州首都圏総合活動拠点 (銀座NAGANO) (所長) 山浦 義晴 (担当) 真瀬垣 まり子 (2階) 佐藤 瑞穂 (5階)
直 通 電 話 026-235-7248	直 通 電 話 03-6274-6015
電 子 メール brand@pref.nagao.lg.jp	電 子 メール ginza-nagano@pref.nagao.lg.jp